



## 第2章

### ～地域福祉の考え方～

# 1. 地域福祉について

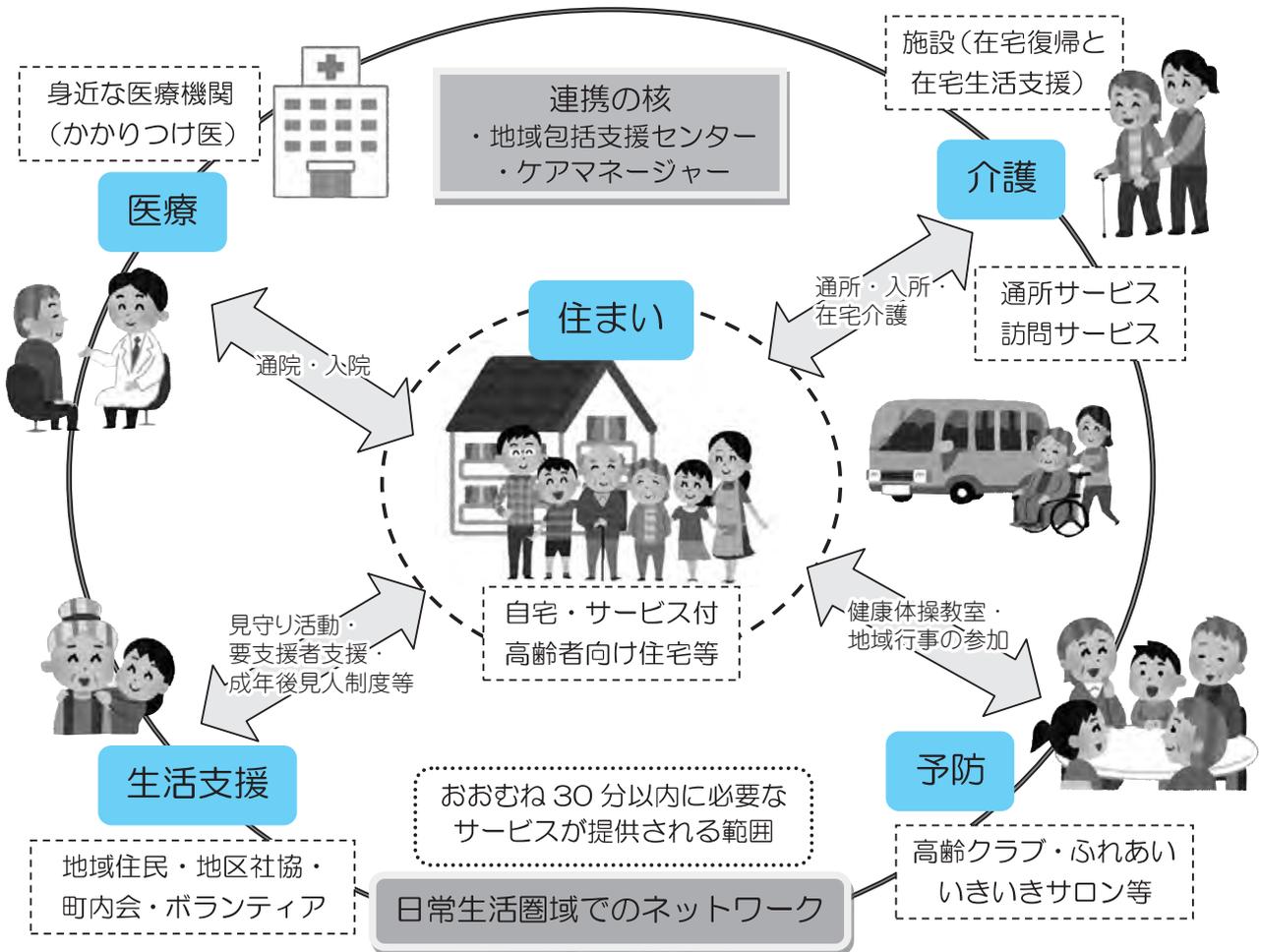
少子高齢化や地域コミュニティでの人間関係の希薄化が進む中、誰もが住み慣れた地域で自分らしく幸せに、また、健康に暮らしていくためには、一人ひとりが他者を思いやり、お互いに支えあう社会を構築していくことが望まれます。

地域福祉とは、誰もが地域社会でいきいきと幸せに暮らしていくために、住民やその世帯が抱える様々な悩みや問題を、公的なサービスに限らず、地域住民や民間事業者、社会福祉法人、民生委員・児童委員や行政など地域の多様な主体が連携・協力し、解決を図っていくという考え方です。

# 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現に向けて

団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「医療・介護・予防・住まい・生活支援」の5つの要素が切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。その実現には、行政と社会福祉協議会はもとより、地域包括支援センターや介護職、医療関係者などの多職種が連携していく必要がありますが、核家族化が進み家族の支えを受けられない単身高齢者や認知症高齢者が増える中、公的なサービスだけでなく「地域」の力を活用しながら高齢者を支えていく日常生活圏域でのネットワークの構築が必要です。

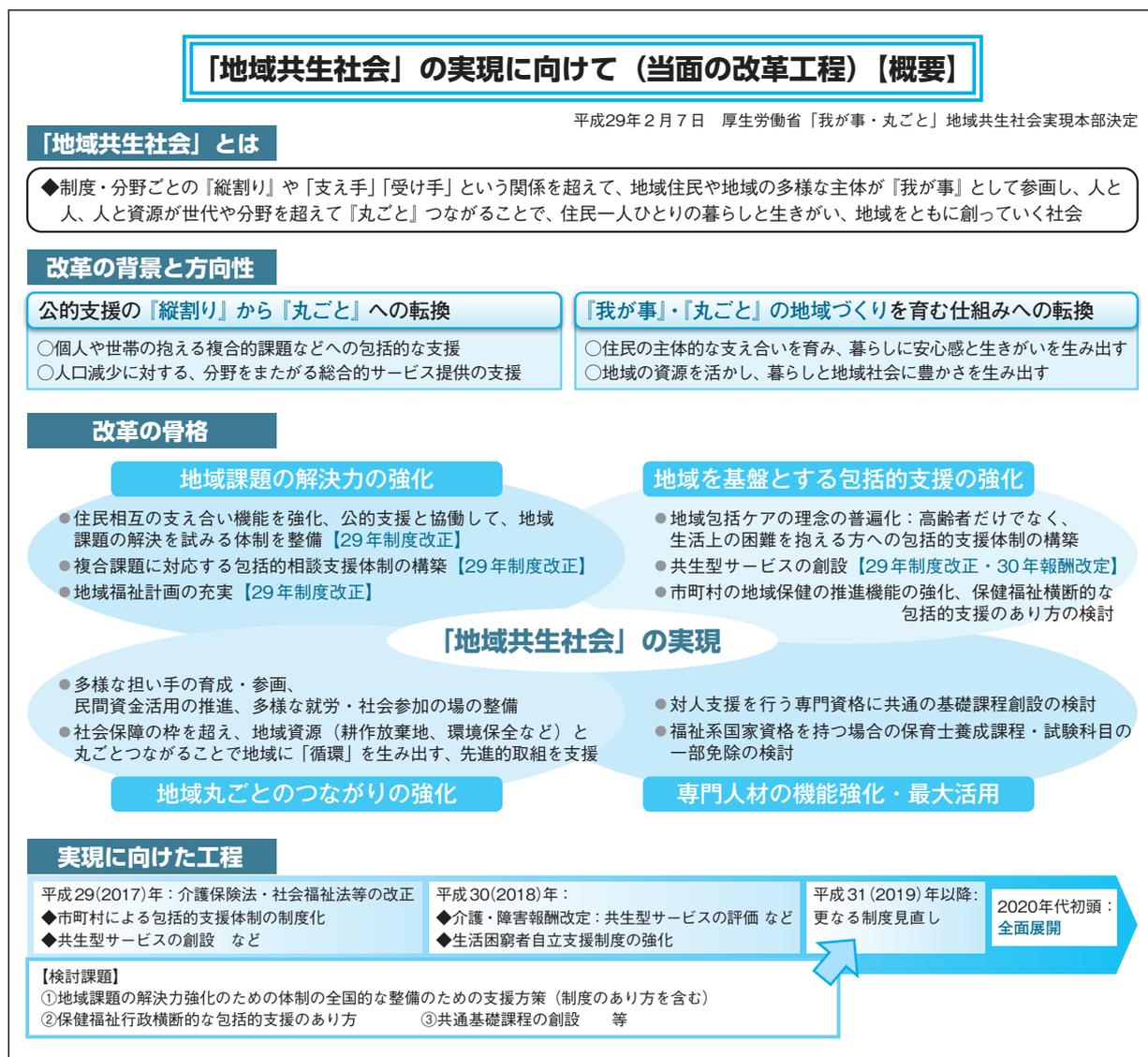
## 地域包括ケアシステムの概略図



一方で、地域包括ケアシステムの構築に向け取り組む中で、介護・障がい・子育て・生活困窮などの課題が絡み合って個人や世帯単位で複数分野の課題を抱えるなど、対象者ごとに整備された縦割りの制度では対応が難しいケースが浮き彫りになってきました。

国は、このような課題への対応に向け、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。

改革の骨格として、「地域課題の解決力の強化」、「地域丸ごとのつながりの強化」、「地域を基盤とする包括的支援の強化」、「専門人材の機能強化・最大活用」の4つの柱を掲げています。



出典：厚生労働省資料

### 3. 地域圏域の考え方

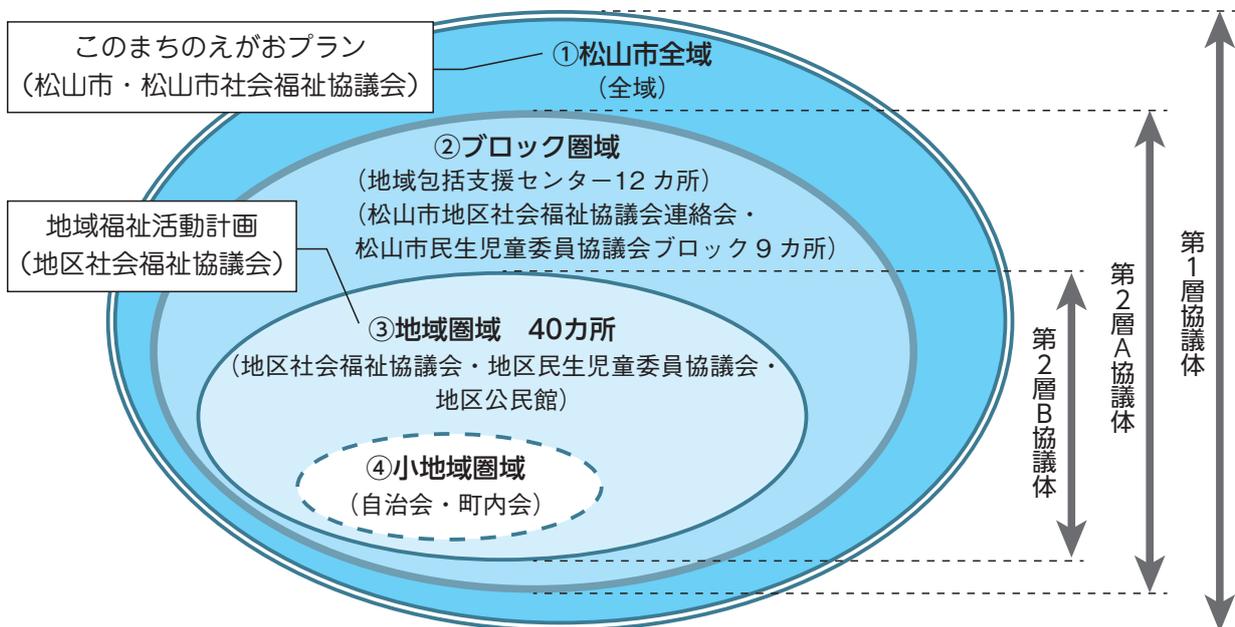
本計画は、地域福祉を推進するため4つの地域圏域を設定しています。

日常生活での身近な生活圏域を中心に、人と人、人と地域等のつながりや小地域での課題から市全域の広い範囲での課題など、段階的に共有するとともに課題解決に向けた取り組みが重層的に構成されることが重要となります。

小地域圏域では住民相互に支えあう手づくりの活動が行われ、地区社会福祉協議会が中核となる地域圏域では行政と地域がお互いの持ち味を出し合い協働します。また、ブロック圏域では地域特性の似通った3～7地区が1つのブロックを構成し、情報の共有を図り、地区間の協働や適度な競争、相乗効果を促し、活動支援を行います。

松山市の地域福祉圏域のイメージ図は下記のとおりです。

【地域福祉圏域イメージ図】



■協議体とは…地域の支えあいにより、高齢者を支援する体制づくりを推進するため実施する「生活支援体制整備事業」で、松山市社会福祉協議会に配置された「生活支援コーディネーター」が、地区社会福祉協議会を中心とした多様な団体の情報共有や連携・協働を推進する意見交換の場です。

#### ①松山市全域 / 第1層協議体

公的機関による公平・平等による基本的な相談・支援・サービス提供

#### ②ブロック圏域 / 第2層A協議体

専門家による支援・相談、情報の交換、研修の開催

#### ③地域圏域 / 第2層B協議体

住民の地域福祉活動に関する情報交換、情報共有、連携・協働による活動

ネットワークによる相談支援・援助活動

#### ④小地域圏域

自治会・町内会の防犯・防災活動、民生委員活動等の日常的支援の実施、見守り活動・ご近所同士の助けあい活動

## 市内の地域福祉関連団体等区域一覧

| 基準地区名 | 地区社協(40) | 地区社連ブロック(9) | 地区民協(40) | 市民協ブロック(9) | 包括支援センター(12) | 公民館(41) | 公民館ブロック(8) | まちづくり協議会(26+2) | 市役所支所(支所 22)(出張所7) | 消防団(40)    | 小学校(59) | 中学校(29) |
|-------|----------|-------------|----------|------------|--------------|---------|------------|----------------|--------------------|------------|---------|---------|
| 番町    | 番町       | 3A<br>ブロック  | 番町       | 3A<br>ブロック | 東・拓南         | 番町      | 3<br>ブロック  | —              | 本庁                 | 城東         | 番町      | 東       |
| 八坂    | 八坂       |             | 八坂       |            |              | 八坂      |            | 八坂             |                    |            |         |         |
| 東雲    | 東雲       |             | 東雲       |            |              | 東雲      |            | 東雲             |                    |            |         |         |
| 素鷲    | 素鷲       | 3B<br>ブロック  | 素鷲       | 3B<br>ブロック | 桑原・道後        | 素鷲      | 1<br>ブロック  | —              | 桑原(支所)             | 桑原         | 素鷲      | 拓南(*)   |
| 桑原    | 桑原       |             | 桑原       |            |              | 桑原      |            | 桑原             |                    |            |         |         |
| 道後    | 道後       |             | 道後       |            |              | 道後      |            | 道後             |                    |            |         |         |
| 湯築    | 湯築       | 1<br>ブロック   | 湯築       | 1<br>ブロック  | 五明           | 湯築      | 1<br>ブロック  | —              | 道後(支所)             | 道後         | 湯築      | 道後      |
| 五明    | 五明       |             | 五明       |            |              | 五明      |            | 五明             |                    |            |         |         |
| 伊台    | 伊台       |             | 伊台       |            |              | 伊台      |            | 伊台             |                    |            |         |         |
| 湯山    | 湯山       | 1<br>ブロック   | 湯山       | 1<br>ブロック  | 湯山           | 湯山      | 1<br>ブロック  | —              | 湯山(支所)             | 湯山         | 湯山      | 湯山      |
| 日浦    | 湯山       |             | 湯山       |            |              | 湯山      |            | 湯山             |                    |            |         |         |
| 雄郡    | 雄郡       |             | 雄郡       |            |              | 雄郡      |            | 雄郡             |                    |            |         |         |
| 雄郡    | 雄郡       | 4<br>ブロック   | 雄郡       | 4<br>ブロック  | 雄郡・新玉        | 雄郡      | 4<br>ブロック  | 雄郡             | 本庁                 | 雄郡         | 雄郡      | 雄新(*)   |
| 新玉    | 新玉       |             | 新玉       |            |              | 新玉      |            | 新玉             |                    |            |         |         |
| 味酒    | 味酒       |             | 味酒       |            |              | 味酒      |            | 味酒             |                    |            |         |         |
| 清水    | 清水       | 5<br>ブロック   | 清水       | 5<br>ブロック  | 味酒・清水        | 清水      | 5<br>ブロック  | 清水             | 味酒                 | 清水         | 清水      | 勝山(*)   |
| 垣生    | 垣生       |             | 垣生       |            |              | 垣生      |            | 垣生             |                    |            |         |         |
| 余土    | 余土       |             | 余土       |            |              | 余土      |            | 余土             |                    |            |         |         |
| 味生    | 味生       | 5<br>ブロック   | 味生       | 5<br>ブロック  | 生石・味生        | 味生      | 5<br>ブロック  | 味生             | 味生(支所)             | 味生         | 味生      | 余土      |
| 生石    | 生石       |             | 生石       |            |              | 生石      |            | 生石             |                    |            |         |         |
| 宮前    | 宮前       |             | 宮前       |            |              | 宮前      |            | 宮前             |                    |            |         |         |
| 三津浜   | 三津浜      | 6<br>ブロック   | 三津浜      | 6<br>ブロック  | 三津浜          | 三津浜     | 6<br>ブロック  | 三津浜            | 三津浜(支所)            | 三津浜        | 三津浜     | 三津浜(*)  |
| 高浜    | 高浜       |             | 高浜       |            |              | 高浜      |            | 高浜             |                    |            |         |         |
| 由良泊   | 興居島      |             | 興居島      |            |              | 由良泊     |            | 興居島            |                    |            |         |         |
| 中島    | 中島       | 6<br>ブロック   | 中島       | 6<br>ブロック  | 中島           | 中島      | 6<br>ブロック  | 中島             | 中島(支所)             | 中島東<br>中島西 | 中島      | 中島      |
| 潮見    | 潮見       |             | 潮見       |            |              | 潮見      |            | 潮見             |                    |            |         |         |
| 久枝    | 久枝       |             | 久枝       |            |              | 久枝      |            | 久枝             |                    |            |         |         |
| 和気    | 和気       | 7<br>ブロック   | 和気       | 7<br>ブロック  | 城北           | 和気      | 7<br>ブロック  | —              | 和気(支所)             | 和気         | 和気      | 北(*)    |
| 堀江    | 堀江       |             | 堀江       |            |              | 堀江      |            | 堀江             |                    |            |         |         |
| 久米    | 久米       |             | 久米       |            |              | 久米      |            | 久米             |                    |            |         |         |
| 小野    | 小野       | 2<br>ブロック   | 小野       | 2<br>ブロック  | 小野・久米        | 小野      | 2<br>ブロック  | —              | 小野(支所)             | 小野         | 小野      | 小野      |
| 石井東   | 石井東      |             | 石井東      |            |              | 石井東     |            | 石井東            |                    |            |         |         |
| 石井西   | 石井西      |             | 石井西      |            |              | 石井西     |            | 石井西            |                    |            |         |         |
| 浮穴    | 浮穴       | 8<br>ブロック   | 浮穴       | 8<br>ブロック  | 北条           | 浮穴      | 8<br>ブロック  | —              | 浮穴(支所)             | 浮穴         | 浮穴      | 南第二(*)  |
| 荏原    | 久谷       |             | 荏原       |            |              | 荏原      |            | 荏原             |                    |            |         |         |
| 坂本    | 久谷       |             | 坂本       |            |              | 坂本      |            | 坂本             |                    |            |         |         |
| 浅海    | 浅海       | 8<br>ブロック   | 浅海       | 8<br>ブロック  | 北条           | 浅海      | 8<br>ブロック  | 浅海             | 北条(支所)             | 浅海         | 浅海      | 北条北     |
| 立岩    | 立岩       |             | 立岩       |            |              | 立岩      |            | 立岩             |                    |            |         |         |
| 難波    | 難波       |             | 難波       |            |              | 難波      |            | 難波             |                    |            |         |         |
| 正岡    | 正岡       | 8<br>ブロック   | 正岡       | 8<br>ブロック  | 北条           | 正岡      | 8<br>ブロック  | —              | 北条(支所)             | 正岡         | 正岡      | 北条北     |
| 北条    | 北条       |             | 北条       |            |              | 北条      |            | 北条             |                    |            |         |         |
| 河野    | 河野       |             | 河野       |            |              | 河野      |            | 河野             |                    |            |         |         |
| 粟井    | 粟井       | 8<br>ブロック   | 粟井       | 8<br>ブロック  | 北条           | 粟井      | 8<br>ブロック  | —              | 粟井(出張所)            | 粟井         | 粟井      | 北条南     |
| サセンター | サセンター    |             | サセンター    |            |              | サセンター   |            | サセンター          |                    |            |         |         |
| 浮穴    | 浮穴       |             | 浮穴       |            |              | 浮穴      |            | 浮穴             |                    |            |         |         |

①所管の区域分けが必ずしも一致するとは限らない。 ②(\*)は複数掲載する小学校・中学校を示す。

地区社協：地区社会福祉協議会 地区社連：松山市地区社会福祉協議会連絡会 地区民協：地区民生児童委員協議会 市民協：松山市民生児童委員協議会

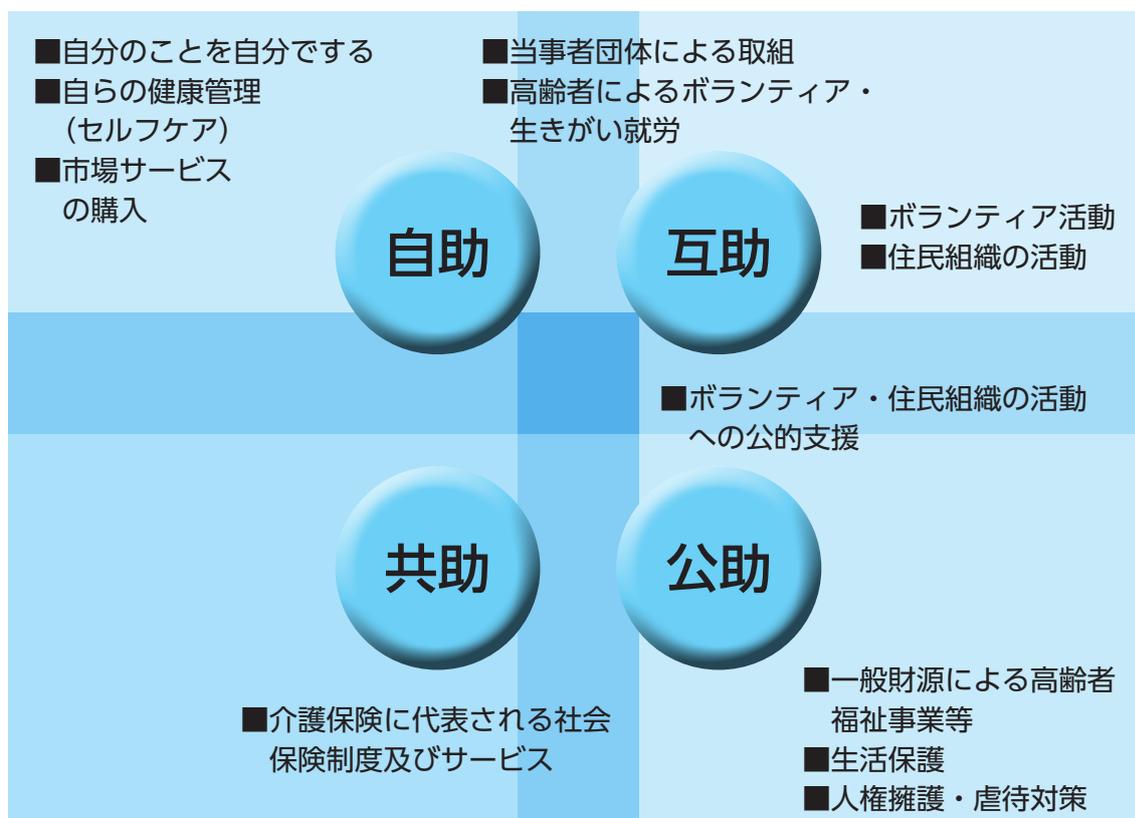
## 4. 支えあいのイメージ

### ●「自助・互助・共助・公助」

私たちがいつまでも住み慣れた地域で生きがいを持って生活するには、様々な支援が必要になります。複雑化・複合化する生活課題を解決しながら、可能な限り本人やその世帯の希望に基づいた生活を送るために、自助・互助・共助・公助が連携し、それぞれの役割を果たすことが重要です。

少子高齢化や人口減少の進展などにより、今後、共助・公助の大幅な拡充を期待することは難しく、自助・互助の果たす役割が期待されています。

住民と関係機関、各種団体等と共に学び実践しながら、支えあうしくみづくりが必要です。



出典：厚生労働省

「自助」は、自分のことを自分ですること、市場サービスの購入を含みます。

「互助」は、近隣住民の支えあい、ボランティアなどによる相互扶助です。

「共助」は、介護保険などの社会保険制度による相互扶助です。

「公助」は、生活保護などの税による公の負担によるものです。